

申1号「第3回定期大会並びに組合員の要求に基づく申し入れ」

について2回目の団体交渉を行う！① (N038号へつづく)

5項 7月4日の大雨に伴う計画運休の対応について明らかにすること。また異常時における応援体制について改善を図ること。

- ◆計画運休とする基準⇒明確に決めてない。今回は大雨の予報が出されたので支社独自で判断した。
- ◆周知はしたのか⇒支社として夕方にプレス発表。また関係自治体に周知し、自治体から学校へ周知した。
- ◆駅の応援体制はどうだったのか⇒具体的な状況まで把握してなかった。調べて回答する・・・継続議論

12項 6月21日上越線大雨による運転中止の際、指令から757Mに対して「ひきぬき」の取り扱いを指示したことに
ついて明らかにすること。

- ◆いつ教育をしたのか⇒平成21年6月に3運輸区に教育した。台風シーズン前に周知するなど課題があった。
- ◆平成21年は風規制時のひきぬきの教育ではないか。そもそも大雨時のひきぬきは教育されてない。資料がない。
⇒この間の乗務員の資料、教育がどうなっているのか確認をする。(後日、窓口で示す)
- ◆運転中止の規制値の中で列車を動かすために、何を基準に安全を担保しているのか。
⇒前提は災害時運転規制等手続(規程)に基づき、指令間で協議して、指令からの指示、伝達内容を乗務員が行う。
- ◆速度規制以下の速度とは⇒25Km/h以下のごく低速という意味である。
- ◆会社の実績でも教育は1度しかされてない。このような取り扱いは定期的に教育すべきである。平成21年6月以降に
乗務員になった人は全く教育されてないかもしれない。指令では「ひきぬき」という言葉で通じるが、乗務員は知らない人もいたのも事実だ。言い方も含めて、関係箇所間で統一して定期的な教育していくことを求める。
⇒現状を確認し、今後について対応を検討していく。

13項 休憩室及び乗務員室に設置した防犯カメラの使用目的について明らかにすること。

- ◆休憩室や乗務員室のカメラは防犯カメラなのか監視カメラなのか⇒防犯カメラである。
- ◆管理はどこがしているのか⇒休憩室のカメラは管理区所である。車両のカメラは所属の車両センターである。
- ◆勝手に管理区所で防犯カメラのデータを見ることはできるのか
⇒防犯カメラの管理規程に基づいているので、独断で区所がデータを見ることはできない。
- ◆出場遅延があった時に、聞き取りの際に助役から防犯カメラのデータを確認すると言われたが、管理目的でデータを見ることはあるのか。
⇒何か事象があったからその都度防犯カメラのデータを見ることはない。
- ◆現場管理者の防犯カメラに対する認識が違うのではないか。
⇒防犯カメラの規程に準じて取り扱っているので、事象の確認のために現場が防犯カメラを見ることはない。
- ◆現場では見られないが、支社の責任ある人が判断し、指示すれば見ることはあるのか。
⇒お客さまからの苦情やご迷惑をかけた等で調べる必要があった時は、カメラのデータを確認することはある。何か起きたから必ず見るものではない。防犯カメラとして設置している。
- ◆現場が勝手にデータを見ることはない。見るときは支社等に話があつて、必要があれば確認することで良いか。
⇒その通りである。